サービス対価の算定方法及び支払い方法に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	(1)		設計業務、建設業務及び工事監理業務のサービスの対価	割賦基準廃止に伴い消費税還付を得られないことから、PFI事業者は消費税込み施設費相当額を金融機関から借入れるため、割賦手数料については税込みの施設費を割賦元本として計算されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	1	1	(1)		設計業務、建設業務及び工事監理業務のサービスの対価	元利均等での計算にあたり、割賦元本額に端数が生じた場合は、最終回の支払額にて当該端数を調整すればよろしいでしょうか。	端数の調整は、事業者の任意の方法で調整してください。
3	1	1	(2)		開業準備業務、維持管理及び運営業務のサービスの対価	各業務費を平準化することにより端数が生じる場合、その調整は事業者の任意にてよろしいでしょうか。	№2の回答を御覧ください。
4	1	1	(2)		開業準備業務、維持管理及び運営業務のサービスの対価	開業準備業務の対価には、開業準備期間におけるSPCの運営費用、監査費用等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	2	2			提案価格の算定方法	提案における公平性担保のため、提案価格の算定に際し使用する募集要項等の公表日（令和５年４月１７日）の金利を公表いただけないでしょうか。	基準金利の公表は行いませんので、各事業者にて確認してください。
6	2	2			提案価格の算定方法	「提案価格の算定に際し、国県等の補助金及び本市の起債は考慮しない。」とありますが、サービス対価Aは全額割賦払いとして提案するという認識でよろしいでしょうか。 サービス対価Aを全額割賦払いとすると金融費用の増加に伴い事業者の本事業参画に悪影響を及ぼすことが予想されます。	御理解のとおりです。
7	2	3	(1)		サービス対価Ａの支払方法	一時支払金は、国県等の補助金の充当が可能となった場合に支払うものとするとございますが、一時支払金の支払いを見込み提案を行い、その後支払われなくなった場合のリスクは事業者負担となるため、提案価格の算定に際してはサービス対価の対象となる施設費は全額割賦方式にて計算を行うという認識でよろしいでしょうか。	№6の回答を御覧ください。
8	2	3	(1)		サービス対価Ａの支払方法	一時支払金の限度額は定められていますか。	一時支払金は国県等の補助金の充当が可能となった場合に支払うものですので、補助金の額に応じた支払額となります。